

議案第 1 号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

平成28年2月18日提出

沖縄県教育委員会教育長 諸見里 明

理 由

幼小中高校における特別支援教育の一層の充実を図ることを目的として、現行の特別支援教育班を特別支援教育室に改めるとともに、新県立図書館設置に向け、新県立図書館準備室を設置するため、沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表県立学校教育課の項中「特別支援教育班」を「特別支援教育室」に改め、同表生涯学習振興課の項中「生涯学習班」を「生涯学習班 新県立図書館準備室」に改める。

第7条第15号中「県立学校職員」を「県立高等学校及び特別支援学校の職員」に改める。

第8条第7号中「中学校職員」を「中学校並びに県立中学校の職員」に改める。

第17条の表県立学校教育課の項中「特別支援教育監」を「特別支援教育室長」に、「特別支援教育班」を「特別支援教育室」に改め、同表生涯学習振興課の項中「社会教育推進監」を「新県立図書館準備室長」に、「社会教育班」を「新県立図書館準備室」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 障害のある幼児・児童・生徒が地域で生活し、地域で学ぶための「共生社会」の実現に向け、インクルーシブ教育の構築が求められている。そのため、特別支援学校のみならず、幼小中高校における特別支援教育の一層の充実を図ることを目的として、現行の特別支援教育班を特別支援教育室に改める。
- (2) 平成26年度から新県立図書館設置に向け規模の確定、予算要求等に取り組んでおり、平成28年度以降は、建築工事、予算要求、管理運営体制の検討、条例の制定、備品の選定、図書館システムの構築等の業務が発生し、業務量が増加するため現体制では対応が困難である。そのため、生涯学習振興課内に新県立図書館準備室を設置する。

3 改正案の概要

- (1) 県立学校教育課の特別支援教育班を特別支援教育室に改め、特別支援教育監を特別支援教育室長に改める。
- (2) 生涯学習振興課に、新県立図書館準備室を設置し、新県立図書館準備室長を置く。
- (3) 生涯学習振興課の社会教育推進監を廃止する。
- (4) その他所要の改正を行う。
- (5) この規則は、平成28年4月1日から施行する。

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条

5 関係各課との調整状況

関係各課と調整済み

6 添付資料

新旧対照表

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年5月15日教育委員会規則第1号）新旧対照表

新

旧

第1条及び第2条（略）

（課及び班等の設置）

第3条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班、室又はセンターを置く。

課名	班名
総務課	総務班 財務班 教育企画室
教育支援課	学校予算班 教育支援班
施設課	企画財産班 営繕班 助成班
学校人事課	健康管理班 給与制度班 県立学校人事班 小中学校 人事班
県立学校教育課	管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育室
義務教育課	管理班 義務教育指導班 学力向上推進室
保健体育課	管理班 健康体育班 学校安全・給食班
生涯学習振興課	管理班 社会教育班 生涯学習班 新県立図書館準備 室 生涯学習推進センター
文化財課	管理班 文化財班 記念物班 史料編集班

第4条から第6条まで（略）

（県立学校教育課の分掌事務）

第7条 県立学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。
（1）から（14）まで（略）
（15）県立高等学校及び特別支援学校の職員の旅費の予算に関すること。
（義務教育課の分掌事務）

第8条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

（1）から（6）まで（略）
（7）市町村立小学校及び中学校並びに県立中学校の職員の旅費の予算に関すること。

第1条及び第2条（略）

（課及び班等の設置）

第3条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班、室又はセンターを置く。

課名	班名
総務課	総務班 財務班 教育企画室
教育支援課	学校予算班 教育支援班
施設課	企画財産班 営繕班 助成班
学校人事課	健康管理班 給与制度班 県立学校人事班 小中学校 人事班
県立学校教育課	管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育班
義務教育課	管理班 義務教育指導班 学力向上推進室
保健体育課	管理班 健康体育班 学校安全・給食班
生涯学習振興課	管理班 社会教育班 生涯学習班 生涯学習推進センター
文化財課	管理班 文化財班 記念物班 史料編集班

第4条から第6条まで（略）

（県立学校教育課の分掌事務）

第7条 県立学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。
（1）から（14）まで（略）
（15）県立学校職員の旅費の予算に関すること。
（義務教育課の分掌事務）

第8条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

（1）から（6）まで（略）
（7）市町村立小学校及び中学校職員の旅費の予算に関すること。

第9条から第16条まで (略)

(教育企画室長等)

第17条 本庁の次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げるとおりとする。

課名	職名	職務
総務課	教育企画室長 福利厚生監	教育企画室の事務を総括する。 公立学校共済組合の事務を総括する。
施設課	技術調整監	技術関連の事務を総括する。
学校人事課	県立学校人事管理監 小中学校人事管理監	県立学校人事班の事務を総括する。 小中学校人事班の事務を総括する。
県立学校教育課	特別支援教育室長	特別支援教育室の事務を総括する。
義務教育課	学力向上推進室長	学力向上推進室の事務を総括する。
生涯学習振興課	新県立図書館準備室長 生涯学習推進監	新県立図書館準備室の事務を総括する。 生涯学習推進センターの事務を総括する。

第18条から第35条まで (略)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第9条から第16条まで (略)

(教育企画室長等)

第17条 本庁の次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げるとおりとする。

課名	職名	職務
総務課	教育企画室長 福利厚生監	教育企画室の事務を総括する。 公立学校共済組合の事務を総括する。
施設課	技術調整監	技術関連の事務を総括する。
学校人事課	県立学校人事管理監 小中学校人事管理監	県立学校人事班の事務を総括する。 小中学校人事班の事務を総括する。
県立学校教育課	特別支援教育監	特別支援教育班の事務を総括する。
義務教育課	学力向上推進室長	学力向上推進室の事務を総括する。
生涯学習振興課	社会教育推進監 生涯学習推進監	社会教育班の事務を総括する。 生涯学習推進センターの事務を総括する。

第18条から第35条まで (略)